

長野県みらい基金 団体指定助成プログラム実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人 長野県みらい基金（以下「基金」という。）が運営する助成プログラムのうち団体指定助成プログラム（以下「団体指定プログラム」という。）における申請、審査、交付など実施に必要な事項について定める。

(目的)

第2条 団体指定プログラムは、基金が選定した特定の公共的活動を行う団体に対する寄附を募ることによって選定団体の活動を助成し、地域課題の解決又は地域社会の発展に寄与する公共的活動の増進を図ることを目的とする。

(申請要件)

第3条 団体指定プログラムによる助成金の配分の対象となる団体（以下「助成対象団体」という。）は、基金の団体登録要綱における登録団体でなければならない。

(助成対象団体の種別)

第4条 助成対象団体は、以下のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 多くの県民又は国民の支持を受けている特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）
- (2) 公共的活動を支援する中間支援団体（基金を含む。）
- (3) 活動内容が認定特定非営利活動法人（以下「認定NPO法人」という。）の指定基準に準じていると認められる団体
- (4) その他基金が設定する要件を満たす団体

(助成対象経費)

第5条 助成対象となる経費は、助成対象団体が具体的な公共的活動を実施するに当たって、直接必要な経費とする。

ただし、団体の経常的な運営のため従来から雇用している従業員に係る人件費であっても、助成対象の公共的活動に関わった作業時間に相当する人件費は、助成対象経費に含めることができる。

なお、既に着手済の助成対象の公共的活動にあっても、基金が助成の妥当性を認めた場合は助成対象とする。

(助成申請)

第6条 団体指定プログラムの助成を受けようとする団体は、基金が指定する期日までに、